

# 香港における特許の保護

## 特許とは何か

特許とは、ある発明について、その発明者に付与される専有の権利である。新規性があり創造性を含む発明であって、工業に利用ができ、かつ類例のない発明であれば、香港において登録され、特許となる。特許所有者は、特許により付与される法律上の権利を行使し、特許発明を他人が製造、使用、販売、または輸入することを禁じ、これによりその特許発明を保護することができる。

## 特許登録の地域的保護

香港における特許登録制度は、地域的な保護を提供する。ある特許が中国知識産権局もしくはその他の国や地域の特許登録機関において登録されていたとしても、これが香港において自動的に保護されることはない。香港における特許の保護を受ける場合は、必ず香港の『特許条例』(第 514 章)及び『特許(一般)規則』(第 514C 章)に基づいてこれを登録しなければならない。

## なぜ特許登録の出願が必要なのか

特許を登録すれば、当該発明を専有する権利を持つことができる。いずれかの者がその業務の過程または運用において、権利者の同意を得ずに香港で当該特許を使用した場合は、権利侵害行為として法的手段を講じることができる。

## 標準特許と短期特許

香港には次の 2 種類の特許がある

- 標準特許
- 短期特許

標準特許の有効期間は最長 20 年とし、3 年が経過した後は、毎年更新しなければならない。短期特許の有効期間は最長 8 年とし、4 年が経過した後に 1 回更新しなければならない。

## 特許登録出願書の提出

特許を登録する場合は出願書に記入し、香港の書類送付先住所を記載して、香港特別行政区政府知的財産権局特許登録所に送付する。標準特許の出願手続は 2 段階に分かれており、各段階での出願費用として 380 香港ドルと公開手数料 68 香港ドルを納付する。短期特許の場合は出願費用 755 香港ドルと公開手数料 68 香港ドルを納付する。特許登録出願書の様式及び費用についての詳細資料は、以下の香港特別行政区政府知的財産権局のウェブサイトを参照してください。

([http://www.ipd.gov.hk/chi/forms\\_fees/patents.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/forms_fees/patents.htm))。

## 標準特許の出願

香港での標準特許の審査は、次の 3 つの特許局（以下、「指定特許当局」という）による特許登録を元とする。

- 中華人民共和国国家知識産権局
- 欧州特許庁（イギリスを指定した特許）
- イギリス特許庁

標準特許の出願手続きは**記録請求**と**登録・承認請求**の 2 段階に分かれており、出願人は、次の期限までに関係する請求書を提出しなければならない。

- 指定特許当局が特許出願（以下、「指定特許出願」という）を公開した日から **6 ヶ月以内**に、香港で**記録請求**を提出する。
- 指定特許当局が特許した（以下、「指定特許」という）、または香港特別行政区政府知的財産権局特許登録所が記録請求を公開した日から（両者のうち遅いほうを基準とする）**6 ヶ月以内**に、香港で**登録・承認請求**を提出する。

## 短期特許の出願

香港での短期特許は、国際的な審査主務官庁の1つ、または指定特許当局の1つが作成した報告書を基本とする。香港で短期特許を出願する場合は、短期特許の審査請求を提出し、これを補うために必要な文書と資料を提出する。関係文書と資料の詳細については、以下の香港特別行政区政府知的財産権局のウェブサイトを参照してください。

[http://www.ipd.gov.hk/chi/intellectual\\_property/patents/how\\_to\\_apply.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/intellectual_property/patents/how_to_apply.htm)

## 特許登録所は特許登録出願をどのように処理するのか

特許出願の審査手続きは次の段階からなる。

- 提出日についての審査
- 形式についての審査
- 関係する特許の出願公開または特許をし、特許証明書を発行する（標準特許の登録・承認請求、並びに短期特許の出願のみに適用される）。

### 標準特許の出願 – 記録請求

出願内容に不足がなく、登録適格であれば、全手続き過程（特許登録所が記録請求を受理してから関係特許の出願を公開するまで）に必要な期間は最短3ヶ月である。

### 標準特許の出願 – 登録・承認請求

出願内容に不足がなく、登録適格であれば、全手続き過程（特許登録所が登録・承認請求を受理してから特許証明書が発行されるまで）に必要な期間は最短3ヶ月である。

### 短期特許の出願

出願内容に不足がなく、登録適格であれば、全手続き過程（特許登録所が短期特許の出願を受理してから特許証明書が発行されるまで）に必要な期間は最短3ヶ月である。

## 第一段階－提出日についての審査

特許登録所は出願書を受領後、出願人に対して遅滞なくその出願書の提出日を通知する。

### 標準特許の出願－記録請求：提出日

出願人は、記録請求においてその氏名または名称を明記し、指定特許出願である旨を注記し、指定特許出願コード、出願公開コード、及び公開日を明記した後、特許登録所が記録請求について提出日を設定する。

### 標準特許の出願－登録・承認請求：提出日

出願人は、登録・承認請求において自身の身分を明らかにし、指定特許である旨を注記するとともに、記録請求の公開コード、指定特許の公開コード、及び公開日を明記した後、特許登録所が登録・承認請求についての提出日を設定する。

### 短期特許の出願：提出日

出願人は、短期特許の出願書に氏名または名称及び発明に関する説明を記載した後、特許登録所が短期特許の出願についての提出日を設定する。

## 第二段階－形式についての審査

特許登録所は出願人に提出日を通知した後、出願の形式審査を行う。形式審査とは、出願書で定める資料及び文書についての審査である。特許登録所は、出願の実質的な審査（例えば関係する特許の新規性及び創造性について）、または登録されている特許についての記録を再度審査は行わない。

出願が形式不適合となった場合、特許登録所は出願人に2ヶ月内に不足箇所を是正するよう通知する。出願人が期日までにこれらの不足箇所を是正できない場合、その出願は取り下げられたものとみなされる。

### 第三段階－公開と審査

出願が形式適格となった場合、特許登録所は関係する特許出願を公開し、または特許し、香港知的財産権公報（URL: [http://www.ipd.gov.hk/chi/ip\\_journal.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/ip_journal.htm)）に当該特許の出願または特許の公告を登載するとともに、特許証明書を発行する（標準特許の登録・承認請求、並びに短期特許の出願のみに適用される）。

通常の場合、出願人は出願書を提出してから3ヶ月以内に特許証明書を取得することができる（登録・承認請求、並びに短期特許の出願のみに適用される）。特許権者は、特許証明書の取得後、その特許を侵害する行為に対して民事訴訟を提起することができる。

#### 提言－香港および中国本土で特許を保護するにはどのような対策を講じるべきか

特許を保護するためには次に掲げる対策を検討することができる。

- 特許を所有する者のみが、その発明のために特許登録を出願する権利を有するものとする。他人に特許の創作を委託し、もしくは雇用契約により、他人に特許の創作を依頼し、もしくは特許の譲渡を受けた者は、いずれも当該特許の所有権を取得し、特許の所有者となることができる。
- 新規の発明のみを登録できるものとする。出願者は相応の指定特許の出願書または短期特許の出願書を提出するまで発明の秘密を保持しなければならない。出願書を提出する前に、出願者の発明を使用して製品を製造し、またはこの発明を発表もしくは公開した場合（例えば、カタログにおいて発表された、または当該発明製品の製造が発注された）は、その発明が登録されたとしても、失効したものとみなされる。これは、出願書提出の当日において、出願者の特許が新規の発明とは見なされないことによる。

- 例としては少ないが、発明の新規性が公開により損なわれない場合がある。香港の『特許条例』第 95 条及び 109 条では損害性を伴わない開示についての具体的な状況と要件について定めている。登録出願書を提出する前に、発明の詳細内容を開示する必要がある場合は、発明が開示により新規性を喪失することがないように、あらかじめ専門家の意見を聴取すべきである。
- 本土の特許登録および保護の制度は香港と同じではないため、両地域でそれぞれ特許登録をする。本土のみで登録された特許は、自動的に香港でも保護されることはない。
- 業務において当該発明を使用でき、いかなる権利侵害行為に対しても即時に行動がおこせるようにするために、極力早い時期に発明を登録すべきである。
- 香港内に自らの特許を侵害している者がいる場合は、『特許条例』に基づき即時に行動を起こすことができる
- 重要なことは、商標、著作権、意匠登録、または特許などの知的財産権における各種の権益について、知的財産権を専門とする弁護士または代理人の専門的な意見を聞き、商品またはサービスに対する保障を得るべきということである

## オンライン検索

知的財産権局は無料のオンライン検索サービスを提供しており（URL：<http://ipsearch.ipd.gov.hk>）。このサービスにより、特許登録、公開されている特許出願、特許権者または会社の資料を閲覧することができる

## 電子提供サービス

知的財産権局の電子提供システムにより提供される特許書類を使用しようとする場合は、まず知的財産権局の電子サービスユーザーに登録しなければならない。電子サービスユーザーはすべて、

文書の宛先となる香港のアドレス及び香港の許認可機関が交付した電子証書を保有していなければならない。電子提供サービスに関する資料については、下記の知的財産権局のウェブサイトを参照してください。( <https://iponline.ipd.gov.hk> )。

## 関係ウェブサイト

- 出願書及費用についての詳細資料  
( [http://www.ipd.gov.hk/chi/forms\\_fees/patents.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/forms_fees/patents.htm) )
- 関係文書と資料についての詳しい情報  
( [http://www.ipd.gov.hk/chi/intellectual\\_property/patents/how\\_to\\_apply.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/intellectual_property/patents/how_to_apply.htm) )
- 香港知的財産権公報  
( [http://www.ipd.gov.hk/chi/ip\\_journal.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/ip_journal.htm) )
- オンライン検索サービス  
( <http://ipsearch.ipd.gov.hk> )
- 電子提供サービス  
( <https://iponline.ipd.gov.hk> )

## さらに詳しい資料

ご相談、またはさらに詳しい資料を必要とする場合は、特許登録所にお問い合わせください。連絡先は次のとおりです。

香港特別行政区湾仔  
皇后大道東 213 号 (クイーンズロード・イースト 213 号)  
胡忠大厦 24 号 (ウーテュンハウス 24 階)  
知的財産権局

電話 : (852) 2961 6901

E-メールでの問い合わせは [enquiry@ipd.gov.hk](mailto:enquiry@ipd.gov.hk) まで。  
または知的財産権局のウェブサイト <http://www.ipd.gov.hk/> まで。

香港特別行政区政府知的財産権局  
2006 年 8 月  
©香港特別行政区政府 2006

## 重要注意事項

本書は香港の特許保護の概要を紹介したものであり、その内容は詳細を網羅したものではなく、さらに法律意見とみなすことはできない。特許保護に関する法律意見を求める場合は、知的財産権を専門とする弁護士または代理人の専門的な意見を求められたい。

## 版權の所有

形式の如何に関わらず、商業目的でなく、本文の内容を複製、配付、または展示する場合は、作品に以下の告示をすれば、事前に香港特別行政区政府に申請する必要はない。

本資料は『香港における特許の保護』©2006 を転載したものであり、香港特別行政区政府の承諾を得て使用しています。